

計量法に係るの申請の一部が電子申請・電子納付できるようになりました！

群馬県計量検定所では、窓口での県証紙以外による納付方法の多様化を進めています。

検定・検査等について、段階的に電子申請、手数料の電子納付が可能になります。

令和7（2025）年12月から電子申請・電子納付が可能なのは、検定（一部を除く）、検査（一部を除く）です。他の申請についても順次対応させていただく予定ですので、詳細は群馬県計量検定所ホームページをご確認ください。

群馬県では、計量法に係る申請、手数料納付を以下のいずれかの方法で行うことができます。（令和7年12月現在）

電子申請・電子決済

申請方法：電子申請

（来所不用。群馬県計量検定所HPよりアクセス）

決済手段：クレジットカード（Visa、Mastercard、JCB

American Express、Diners Club）

2次元コード決済（PayPay）

対応申請：特定計量器検定（一部を除く）、タクシーメーター装置
検査、依頼検査、基準器検査、基準器公差適合検査
(令和7年12月現在)

決済上限額：1申請あたり19万円

※19万円を超える場合は分けて申請してください。

その他：ご利用になるにはインターネットの接続、メールを送受信
できる環境が必要です。

申請から受付までお時間をいただく場合がありますので、
検定、検査予定日前に余裕をもってご申請ください。

申請・決済内容はメールでご確認いただけます。

その他（窓口キャッシュレス、証紙）

窓口キャッシュレス

申請方法：申請書を窓口に持参し、キャッシュレス端末で決済。

決済手段：クレジットカード、電子マネー、2次元コード決済

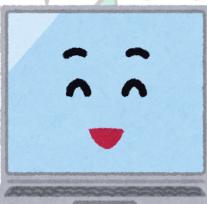
（ブランド詳細は群馬県計量検定所HPでご確認ください。）

対応申請：計量検定所手数料条例の手数料全て

その他：会計終了後、会計レシートを発行します。

群馬県収入証紙（一般証紙）について

**令和9年9月末日で販売を終了し、令和10年3月末日でご使用
できなくなる予定です。**



電子申請・電子決済及び最新情報は群馬県計量検定所HPにアクセスしてご確認ください。



群馬県計量検定所



お問い合わせ先

群馬県計量検定所

TEL 027（263）2436

